# 一号を加える。

第三条中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、十 港湾、駅前広場及びそれらの周辺の区域のうち、知事が指定する区域

同号の前に次の二号を加える。

この芸徒 より国定公園に指定された区域及びその周辺の区域のうち、知事が指定五 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第五条第二項の規定に

域のうち、知事が指定する区域一項の規定により佐賀県立自然公園に指定された区域及びその周辺の区、佐賀県立自然公園条例(昭和三十三年佐賀県条例第五十号)第五条第

同条に第一号として次の一号を加える。 第三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号を第二号とし、

た風致地区のうち、知事が指定する区域 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められ

第四条第一項中「の各号」を削り、同項に次の一号を加える。

た景観重要樹木された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定十二景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項の規定により指定

める。 第十八条の見出しを「(意見の聴取)」に改め、同条第一項を次のように改

下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。知事は、次に掲げる事項について、佐賀県美しい景観づくり審議会(以

一 第三条から第五条までの規定による知事の指定又は当該指定の変更若

二 第五条第一項の規定による許可の基準

第十九条及び第二十条を次のように改める。

# 第十九条及び第二十条 削除

第二条 佐賀県屋外広告物条例の一部を次のように改正する

第五条第一項を次のように改める。

において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で第三条に規定する区域及び区間以外の区域(以下「許可区域」という。)

第五条の次に次の一条を加える。

定めるところにより、

知事の許可を受けなければならない。

(広告物特例地区)

いう。)として指定することができる。 よる許可の基準を変更することができる地区(以下「広告物特例地区」と許可区域のうち当該市町の区域内の特定の区域又は区間を、前条の規定に第五条の二 知事は、規則で定めるところにより、市町長の申出に基づき、

ければならない。

賀県美しい景観づくり審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かな賀県美しい景観づくり審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かな、知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、佐

ばならない。
3 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなけれ

4 前三項の規定は、広告物特例地区の指定の変更又は解除について準用す

る。

る。)」を加え、同項第二号及び第三号を次のように改める。 にあつては、規則で定めるところによりあらかじめ知事と協議したものに限第六条第一項中「の各号」を削り、「物件」の下に「(第三号に掲げるもの

- の敷地に表示し、又は設置するもの(規則で定めるものを除く。) 二 国又は地方公共団体が、公共的目的をもつて、官公署の建造物及びそ
- 二 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が公共的目的をもつて

表示し、又は設置するもの

の次に次の二項を加える。号を第六号とし、第十号を削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項第六条第一項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九

- 適用しない。
  2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条及び第五条の規定は、
- 「自家用広告物等」という。) で規則で定める基準に適合するもの、以下は倉庫(以下「住所等」という。) に表示し、又は設置するもの(以下内容を表示するために自己の住所、事務所、事業所、営業所、作業場又一 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の
- ) 要に基づき表示し、又は設置するもので規則で定める基準に適合するも 要に基づき表示し、又は設置するもので規則で定める基準に適合するも 一 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必
- 定める基準に適合するもの 工事現場の板塀その他これに類する仮囲い等に表示するもので規則で
- その会場のある区域に表示し、又は設置するもの四に類する催しのために四に講演会、展示会、音楽会、競技会その他これらに類する催しのために

五 動物、車両又は船舶に表示し、又は設置するもの

- 体が公共的目的をもつて表示するもの 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる物件に国又は地方公共団
- るもので規則で定める基準に適合するもの業若しくは営業の内容を表示し、又は当該内容を表示するために設置す所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事二 第四条第一項第二号、第六号、第七号又は第十号に掲げる物件にその
- 三 前号に掲げるもののほか、第四条第一項各号に掲げる物件にその所有

者又は管理者が管理上の必要に基づき表示するもの

第六条に次の二項を加える。

- 事の許可を受けて表示し、又は設置するものについては、第三条の規定は、5 次に掲げる広告物又は掲出物件であつて、規則で定めるところにより知
- 一 自家用広告物等(第二項第一号に掲げるものを除く。)適用しない。
- 一 道標、案内図その他これらに類する広告物又は掲出物件
- 6 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

第六条の次に次の一条を加える。

(自家用広告物等に係る許可等の特例)

ればならない。
2 前項の場合においては、知事は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなけ

第六条第五項」に改める。

第七条並びに第八条第一項及び第二項中「第五条」を

「第五条第一項又は

第八条の二第一項中「第五条第一項又は第八条第二項」を「第五条第一項、第7系第313」とことを

条第五項」に改める。第九条、第十条第一項及び第十二条中「第五条」を「第五条第一項、第六

第六条第五項又は前条第二項」に改める

かかわらず」に改める。 よる」に、「から第五条までの規定にかかわらず」を「又は第四条の規定に 第十七条中「から第五条までの規定による」を「若しくは第四条の規定に

六条第五項」を加える。 「廃止」を「解除」に改め、同項第二号中「第五条第一項」の下に「又は第下ので、「佐賀県美しい景観づくり審議会(以下「審議会」という。)」をおいて準用する場合を含む。)又は第六条の二第二項に規定するもののほか」をおいて準用する場合を含む。)又は第六条の二第二項に規定するもののほか」が条第五項」を加える。

Cr. w. とこことの 第二十一条中「から第五条まで」を「又は第四条」に、「廃止した」を

「解除した」に改める。

川長角一中「(毎年178989)・4、「VVTF番・こなり、「・悪ちなそ「及び第二項、第六条第一項、第五項及び第六項」に改める。第二十二条の二の表中「(各号列記以外の部分に限る。)及び第二項」を

の2を次のように改める。 以番葱(海萵のみの)」を削り、「8,000円」を「9,800円」に改め、同表の注以番葱(海萵のみの)」を削り、「8,000円」を「又は以中瀬」に改め、「、 番葱又は

2 許可期間が1年を超える場合は、1年(1年未満の場合は、1年とする。) につき、この表に定める額に5割を加算する。

別表第一の注の3を削る。

(佐賀県美しい景観づくり条例の一部改正)

三条 佐賀県美しい景観づくり条例(平成二十年佐賀県条例第二十四号)の

一部を次のように改正する。

一項を加える。 第十一条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の

とする。例第四十三号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理するもの例第四十三号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理するもの2.審議会は、この条例及び佐賀県屋外広告物条例(昭和三十九年佐賀県条

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(部会

第十三条 審議会は、専門的な事項を調査審議するため、部会を置くことが

できる。

部会は、次に掲げる者をもって構成する

2

- 一審議会委員
- 事が任命する者 当該専門事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知
- 3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決

則

(施行期日)

条及び次項の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条、

华備行為)

美しい景観づくり審議会の意見を聴くことができる。 は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、佐賀県という。)第五条第一項又は第六条第五項の規定による許可の基準について2 第二条の規定による改正後の佐賀県屋外広告物条例(以下「改正後の条例」

(既存広告物又は掲出物件に関する経過措置)

3 第五条第一項の規定にかかわらず、当該広告物を表示し、 よる許可を受けていたものにあっては、 改正前の佐賀県屋外広告物条例(以下 に規定するものを除く。)については、 れた区域に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件 告物を表示し、又は掲出物件を設置することについて許可を要することとさ は不許可の処分があるまでの間も同様とする。 請した場合において、 を設置することができる。 この条例の施行の際現に改正後の条例第五条第一項の規定により新たに広 その期間を経過したときは、 その者がその期間内に同項の規定による許可を申 施行日から三年間(この条例による 当該許可の期間 「改正前の条例」という。)の規定に その申請について許可又 又は当該掲出物件 は、 改正後の条例

_						-	平月	₹ 21	年	3月	25	日	(火	)		佐	賀り	県 公	報				Ę	i.	外				48	3
区域及びその周辺の区域のうち、知事が	定により佐賀県立自然公園に指定された	佐賀県条例第五十号)第五条第一項の規	六 佐賀県立自然公園条例(昭和三十三年	域のうち、知事が指定する区域	公園に指定された区域及びその周辺の区	十一号)第五条第二項の規定により国定	五 自然公園法(昭和三十二年法律第百六	二~四四略	のうち、知事が指定する区域	第二章の規定により定められた風致地区	一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)	はならない。	出物件に限る。)を表示し、又は設置して	域においては、規則で定める広告物又は掲	広告物又は掲出物件(第十二号に掲げる区	第三条 次に掲げる区域及び区間においては、	(禁止区域等)	改正後	第一条(佐賀県屋外広告物条例の一部改正)	参考資料	例による。	5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、	(罰則に関する経過措置)	その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。	項の規定による許可を申請した場合において、その期間を経過したときは	ができる。その者がその期間内に改正	規定にかかわらず、当該広告物を表示	ついては、施行日から三年間は、改正	件であって、施行日以後に改正後の条	4 施行日前に改正前の条例第六条の規
								一~三略				置してはならない。	又は掲出物件に限る。)を表示し、又は設	げる区域においては、規則で定める広告物	いては、広告物又は掲出物件(第八号に掲	第三条 次の各号に掲げる区域及び区間にお	(禁止区域等)	改正前	)に係る新旧対照表			る罰則の適用については、なお従前の		分があるまでの間も同様とする。	において、その期間を経過したときは、	その者がその期間内に改正後の条例第五条第一項又は第六条第五	規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置すること	改正後の条例第三条から第五条の二までの	施行日以後に改正後の条例第六条の規定が適用されないものに	施行日前に改正前の条例第六条の規定が適用されていた広告物又は掲出物
	2 略	二 第五条第一項の規定による許可の基準	止	事の指定又は当該指定の変更若しくは廃	一 第三条から第五条までの規定による知	らない。	議会」という。)の意見を聴かなければな	佐賀県美しい景観づくり審議会(以下「審	第十八条 知事は、次に掲げる事項について、	(意見の聴取)		2 略	の規定により指定された景観重要樹木	観重要建造物及び同法第二十八条第一項	十九条第一項の規定により指定された景	十 景観法(平成十六年法律第百十号)第	一~九 略	し、文は技出物件を設置してはたらない	大り、大きない。	上物		十四略	が指定する区域	た区域及びその周辺の区域のうち、知事	一項の規定により左賀県貴産に認定され、一項の規定により左賀県貴産に認定され	十三 佐賀県美しい景観づくり条例(平成	十一・十二 略	域のうち	(答)	指定する区域
	2 略							(以下「審議会」という。)を置く。	第十八条 県に、佐賀県屋外広告物審議会	(審議会)		2 略					一~九 略	を表示し 文に掲出物件を認置してになら				九					七.八 略			四      大    各

49	平成 21	1年3月2	5日(火)	佐賀り	県 公 報	号	外		
(許可区域等) 第五条 第三条に規定する区域及び区間以外の区域(以下「許可区域」という。)において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところに	第二条(佐賀県屋外広告物条例の一部改正)								第十九条及び第二十条 削除
(許可区域等) (許可区域等) 第五条 第三条の規定により禁止される区域 び区域において広告物を表示し、又は掲出 が件を設置しようとする者は、知事の許可	・) に係る新旧対照表	二 第五条の規定による許可の基準止	事の指定又は当該指定の変更若しくは廃 知事は、審議会の意見を聞かなければなら 知事は、審議会の意見を聞かなければなら		あると認めるときは、別に任期を定めて委別の地域、物件等における広告物又は掲出定の地域、物件等における広告物又は掲出定の地域、物件等における広告物又は掲出	2 委員の任期は二年とし、補欠委員の任期 あると認める者 が 前各号に掲げる者のほか知事が必要が		三 観光及び商工業の関係者 一 関係行政機関の職員 一 県議会の議員	命する。
(適用除外) 第六条 次に掲げる広告物又は掲出物件 (第三号に掲げるものにあつては、規則で定めるところによりあらかじめ知事と協議したるところによりあらかじめ知事と協議したるところによりあらかじめ知事と協議した。	の変更又は解除について準用する。	7月1日 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	の意見を聴とするとき	2 団事は、前頁の規定による旨定をしようきる。 として指定することができる。	ができら也区(人)の用いては、規則で定場をの規定による許可の人域内の特定の規定による許可の人間では、規則で定場をの規定による許可の人間では、規則で定場をは、規則で定場をは、規則で定場をは、規則で定場をは、	(広告物特例地区)			より、知事の許可を受けなければならない。
第六条 次の各員 件については、 は、適用しない						2		三	

号 佐賀県公報 61 は、 五. 次に掲げる広告物又は掲出物件について 所等」という。) に表示し、又は設置す 又は自己の事業若しくは営業の内容を表 るものを除く。) 表示し、又は設置するもの(規則で定め もつて、官公署の建造物及びその敷地に 示するために自己の住所、事務所、事業 又は設置するもの 公共団体が公共的目的をもつて表示し、 · 六 第三条及び第五条の規定は、適用しな 前号に掲げるもののほか、国又は地方 自己の氏名、名称、店名若しくは商標 国又は地方公共団体が、 略 営業所、作業場又は倉庫(以下「住 略 公共的目的を 八·九 略 するもの その会場のある区域に表示し、 他これらに類する催しのためのもので、 上の必要に基づき表示し、又は設置する の利益又は公衆の利便のために表示し、 事業について、 置するもの 置するもの 示するために、 又は自己の事業若しくは営業の内容を表 又は設置するもの 動物、車両又は船舶に表示し、又は設 自己の管理する土地又は物件に、管理 「住所等」という。)に表示し、又は設 講演会、 略 国及び地方公共団体以外の者が、公共 国又は地方公共団体が、 自己の氏名、 略 又は設置するもの 営業所、作業場又は倉庫(以下 展示会、音楽会、競技会その 名称、 自己の住所、事務所、 公共の利益のために表示 店名若しくは商標 その事務又は 又は設置 事 4|3 は 三 前号に掲げるもののほか、第四条第 Ŧi. 略 理者が管理上の必要に基づき表示するも 項各号に掲げる物件にその所有者又は管 置するもの 内容を表示し、 的目的をもつて表示するもの 前号に掲げるもののほか、自己の管理

規則で定めるところにより知事の許可を受 次に掲げる広告物又は掲出物件であつて、

で規則で定める基準に適合するもの るもの(以下「自家用広告物等」という。)

める基準に適合するもの き表示し、又は設置するもので規則で定 する土地又は物件に管理上の必要に基づ 工事現場の板塀その他これに類する仮

準に適合するもの 囲い等に表示するもので規則で定める基

他これらに類する催しのためにその会場 動物、車両又は船舶に表示し、又は設 講演会、展示会、音楽会、競技会その

次に掲げる広告物又は掲出物件について 掲げる物件に国又は地方公共団体が公共 のある区域に表示し、又は設置するもの 第四条第一項第一号から第三号までに 第四条第一項の規定は、適用しない。

二 第四条第一項第二号、第六号、第七号 に適合するもの ために設置するもので規則で定める基準 くは商標又は自己の事業若しくは営業の は管理者が自己の氏名、名称、店名若し 又は第十号に掲げる物件にその所有者又 又は当該内容を表示する

 $2 \mid$ 略

第三条の規定は、適用しない。けて表示し、又は設置するものについては、

| 一 | 自家用広告物等(第二項第一号に掲げ

の許可について準用する。の許可について準用する。

外

号

(自家用広告物等に係る許可等の特例)

条第一項の規定による許可の基準又は前条 第二項第一号に規定する基準に適合しない 場合にあつても、その形態、色彩その他の 意匠が周囲の景観と調和していると認める ときは、規則で定めるところにより、第五 ときは、規則で定めるところにより、第五 といると記めるところにより、第五 というであるところにより、第五 というであるところにより、第五 というであるところにより、第五 を第一項又は前条第二項(第一号に係る部 分に限る。)の規定を適用することができる。

2 前項の場合においては、知事は、あらか2 前項の場合においては、知事は、あらか

(許可の条件及び期間)

(許可の条件及び期間)

第七条 知事は、第五条の規定による許可を 第七条 知事は、第五条の規定による許可を 着しくは風致を維持し、又は公衆に対する 危害を防止するために、必要な条件を付す ることができる。

を超えることができない。 第五条の規定による許可の期間は、三年

(変更等の許可)

第八条 第五条第一項又は第六条第五項の規第八条 第五条第一項又は第六条第五項の規 をによる許可を受けた者は、当該許可に係 をによる許可を受けなするときは、知事の許 でを受けなければならない。

第五条第一項又は第六条第五項の規定による許可を受けた者が、期間満了後さらによる許可を受けた者が、期間満了後さらによる許可を受けた者が、期間満了後さらによる許可を受けた者が、期間満了後さらに

2

3 略

(管理者の設置等)

第八条の二 第五条第一項、第六条第五項又第八条の二 第五条第一項、第六条第一項を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を除く。)を管理する者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。

2 略

(許可の表示)

付け、又は検印を受けなければならない。 八条第一項若しくは第二項の規定により許いう。) は、当該許可に係る広告物又は掲いう。) は、当該許可に係る広告物又は掲いる。) は、当該許可に係る広告物又は掲

数料)

は第八条第一項若しくは第二項に規定する第十条 第五条第一項、第六条第五項若しく

(変更等の許可)

い。 第五条の規定による許可を受けたおい。 第八条 第五条の規定による許可を受けたければならなときは、知事の許可を受けなければならなときは、知事の許可を受けなければならない。

知事の許可を受けなければならない。
又は掲出物件を設置しようとするときは、
期間満了後さらに継続して広告物を表示し、

3 略

(管理者の設置等)

第八条の二 第五条第一項又は第八条第二項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を除く。)を管理する広告物又は掲出物件を除く。)を置かなけ者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。

昭

(許可の表示)

第九条 第五条又は第八条第一項若しくは第二項の規定により許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に、許可を受けたことを示す証票を付け、又は検印を受けたことを示す証票を付け、又は検印を受けるければならない。

(手数料)

は第二項に規定する許可又は第十七条の二 第十条 第五条若しくは第八条第一項若しく

当該許可又は当該登録の申請の際に納付し 別表第一又は別表第二に定める手数料を、 項に規定する登録を受けようとする者は なければならない 許可又は第十七条の二第一項若しくは第三

### 2 略

第十二条 知事は、第五条第一項、第六条第 件が、次の各号のいずれかに該当するに至 定により許可を受けて表示された広告物若 五項又は第八条第一項若しくは第二項の規 できる。 要な措置 る危害を防止するために、期間を定めて必 観若しくは風致を維持し、又は公衆に対す つた場合は、当該広告物を表示し、又は当 示された広告物若しくは設置された掲出物 しくは設置された掲出物件又は第六条(第 該掲出物件を設置した者に対し、良好な景 項第一号を除く。) の規定に該当して表 (除却を除く。) を命ずることが

## <u>ر</u> <u>=</u> 略

# (法律等による指定の際の救済措置)

第十七条 第三条に規定する法律の規定に基 されている広告物の表示又は設置されてい づく指定があつた際又は第三条若しくは第 の前日において適法になされていたもので、 第四条の規定による知事の指定のあつた日 律の規定に基づく指定又は第三条若しくは る掲出物件の設置が、第三条に規定する法 当該区域若しくは区間又は物件に現に表示 四条の規定による知事の指定があつた際、

> の申請の際に納付しなければならない。 けようとする者は、 に定める手数料を、 項若しくは第三項に規定する登録を受 当該許可又は当該登録 別表第一又は別表第二

当該許可の期間)

は、

### 2 略

(措置命令)

第十二条 知事は、 を命ずることができる。 に、 者に対し、良好な景観若しくは風致を維持 物を表示し、又は当該掲出物件を設置した れかに該当するに至つた場合は、当該広告 は設置された掲出物件が、次の各号のいず の規定に該当して表示された広告物若しく 物件又は第六条 表示された広告物若しくは設置された掲出 若しくは第二項の規定により許可を受けて 期間を定めて必要な措置(除却を除く。) 又は公衆に対する危害を防止するため (第一項第一号を除く。) 第五条又は第八条第

# (法律等による指定の際の救済措置

第十七条 第三条に規定する法律の規定に基 の前日において適法になされていたもので、 条までの規定による知事の指定のあつた日 律の規定に基づく指定又は第三条から第五 る掲出物件の設置が、第三条に規定する法 されている広告物の表示又は設置されてい 当該区域若しくは区間又は物件に現に表示 までの規定による知事の指定があつた際、 づく指定があつた際又は第三条から第五条

第十八条 知事は、 聴かなければならない。 次に掲げる事項について、審議会の意見を は第六条の二第二項に規定するもののほか、 第四項において準用する場合を含む。)又 第五条の二第二 項 (同条

- 指定又は当該指定の変更若しくは解除 第三条又は第四条の規定による知事の
- による許可の基準 第五条第一項又は第六条第五項の規定

### 2 略

第二十一条 知事は、 若しくは解除したときは、その旨を公示し 定による指定をし、又はその指定を変更し、 なければならない 第三条又は第四条の規

2

略

第二十一条 更し、若しくは廃止したときは、 の規定による指定をし、又はその指定を変 公示しなければならない 知事は、第三条から第五条まで その旨を

(事務処理の特例

は当該掲出物件を設置することができる。 がある日までは、当該広告物を表示し、 の期間が経過しても当該申請に対する処分 以内に許可の申請があつた場合に限り、そ この場合において、当該指定の日から三年 又は当該掲出物件を設置することができる。 規定にかかわらず、当該広告物を表示し、 による許可を受けていたものにあつては、 当該指定の日から三年間(この条例の規定 当該指定により違法となるものについては、 第三条又は第四条の 又 る処分がある日までは、当該広告物を表示 ら三年以内に許可の申請があつた場合に限 きる。この場合において、当該指定の日か 当該許可の期間) 当該指定の日から三年間(この条例の規定 当該指定により違法となるものについては、 し、又は当該掲出物件を設置することがで での規定にかかわらず、 による許可を受けていたものにあつては、 その期間が経過しても当該申請に対す 又は当該掲出物件を設置することがで は、 第三条から第五条ま 当該広告物を表示

## (意見の聴取)

第十八条 知事は、 らない。 議会」という。)の意見を聴かなければな 佐賀県美しい景観づくり審議会(以下 次に掲げる事項について、 審

- 事の指定又は当該指定の変更若しくは廃 第三条から第五条までの規定による知
- 第五条第一項の規定による許可の基準

							頁、帛 1146年一頁、帛 1746年 六条第一項、第五項及び第六 長 第五条第一項及び第二項、第 知事 武雄市	<b>含えるものとする。</b>	げる字句は、それぞれ司表の下欄に掲げるついては、これらの規定中同表の中欄に掲	条例の次の表の上欄に掲げる規定の適用に第二十二条の二 武雄市の区域におけるこの
						略略略	第二条第一頁、各八条第一頁 長の部分に限る。)及び第二項、 長野工条第一項(各号列記以外)知事 武雄市	谷	げる字句は、それぞれ司表の下欄に掲げるついては、これらの規定中同表の中欄に掲	条例の次の表の上欄に掲げる規定の適用に第二十二条の二 武雄市の区域におけるこの
							-			
第十一条 略	(審議会)	改	第三条 (佐賀県	別表第一 (第10条関係)  種 類  1 略 2 立看板又は広告旗	区 分		単	位	金額	(円)
		正	(県美しい景観づく		<sup>ヹ</sup> 方メートル以上については、{ 円とし、50.0平方メートルに1 <sup>‡</sup>		略		略	
第十一条略	(審議会)	後     改     正	づくり条例の一部改正)に係る新旧対照表	(注)     1 略       2 許可期間が1年を超える場加算する。       別表第一 (第10条関係)       種類     類       1 略     2 立看板 (建植以外のもの)       3~5 略     6 はり札、看板又は立看板 (建植のもの)       (建植のもの)     50.0平	合は、1年(1年未満の場合は、 区 分 <sup>Z</sup> 方メートル以上については、{	:0. 0平方メートルを	き、この 単 - - - 略	表に定位	める額1金額	
		前	表	(注)     1 略       2 第1号、第2号、第6号(ては第1号に、第2号、第6号)	円とし、50.0平方メートルに1 立看板を除く。) 又は第7号が第 号及び第7号にあつては第5号に 看板及び立看板を除く。) 又は第	<ul><li>5号と競合する場合</li><li>こそれぞれよる。</li></ul>				

印 刷 社(㈱佐賀印刷社発行定日)毎週火金曜日	発 行 者 佐賀県知事 古 川 康平成二十一年三月二十五日印刷及び発行	発 行 者 佐賀悳平成二十一年三月	申 込 先 佐賀県経営支援本部総務法制課購 読 料 一か年三一、二〇〇円(送料共)
		第十三条略	第十四条略
			ができる。
			会の議決をもって審議会の議決とすること
			3 審議会は、その定めるところにより、部
			する者
			終
			二 当該専門事項に関して十分な知識又は
			一審議会委員
			2
			第十三条 審議会は、専門的な事項を調査審
			(部人()
		2 ・3  略	3  4  略
			事項を処理するものとする。
			号)の規定によりその権限に属させられた
			物条例(昭和三十九年佐賀県条例第四十三
			2 審議会は、この条例及び佐賀県屋外広告